平成２９年（フ）第６７８号
川崎市幸区北加瀬２丁目17番10号　レオパレスＢｌｕｅＨｅｖｅｎ205、住民票上の住所神奈川県綾瀬市落合南４丁目13番１号　ハイツやまだＡ201
債務者　桑澤　大樹
1　決定年月日時　平成29年11月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月22日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第６９９号
川崎市宮前区宮崎３丁目13番地32　平野ハイツ　202
債務者　帆足　新一
1　決定年月日時　平成29年11月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月22日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第７０８号
川崎市川崎区堀之内町13番地24　ザ・コテージ堀之内　208
債務者　北島　佳奈
1　決定年月日時　平成29年11月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月22日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第７１３号
川崎市宮前区初山２丁目11番３－２号
債務者　榎木　靖広
1　決定年月日時　平成29年11月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月22日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第７１５号
川崎市宮前区菅生６丁目２番18号　ファミールメッセ　101
債務者　飯島　直子
1　決定年月日時　平成29年11月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月22日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第７５６号
川崎市川崎区大島２丁目14番９号
債務者　吉村　多季
1　決定年月日時　平成29年11月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月22日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第４０９号
静岡県沼津市我入道一本松町228番地の１
債務者　平井　吉徳
1　決定年月日時　平成29年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月22日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第１６８４号
名古屋市南区桜台１丁目５番８号
債務者　田端　和子
1　決定年月日時　平成29年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月22日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１６９６号
愛知県弥富市鯏浦町上六184番地４　ベルメゾン202
債務者　野本　裕則
1　決定年月日時　平成29年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月22日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１７６２号
愛知県大府市横根町羽根山53番地の２　富士見住宅401号
債務者　津留　祐也
1　決定年月日時　平成29年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月22日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１８６９号
札幌市東区北21条東６丁目３番28―401号
債務者　祝　美沙緒
1　決定年月日時　平成29年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月23日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２０２３号
札幌市手稲区手稲本町３条４丁目４番34号　ハッピーハイツ103号
債務者　梅村真紀子（旧姓三浦・山崎）
1　決定年月日時　平成29年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月23日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２０７７号
札幌市白石区栄通１丁目12番18―206号
債務者　岩本　浩一
1　決定年月日時　平成29年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月23日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２１１３号
札幌市厚別区もみじ台東３丁目１番14―206号
債務者　伊藤　武彦
1　決定年月日時　平成29年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月23日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１２号
北海道岩内郡岩内町字宮園52番地８　エスポワール105号室
債務者　北崎　正子（旧姓柏浦・玉置）
1　決定年月日時　平成29年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月23日まで　札幌地方裁判所岩内支部

平成２９年（フ）第２６２号
群馬県前橋市下新田町768番地　Ｉ―221号
債務者　木村　義徳
1　決定年月日時　平成29年11月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月23日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第２７０号
群馬県前橋市樋越町928番地　クローネＡ―101号
債務者　阿久澤　潔
1　決定年月日時　平成29年11月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月23日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係